

議案第106号

志摩市行政組織条例の一部改正について

志摩市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年12月22日 提出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市行政組織条例の一部を改正する条例

志摩市行政組織条例(平成27年志摩市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号を次のように改める。

(5) 水産農林部

第1条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 観光経済部

第2条第5号を次のように改める。

(5) 水産農林部

ア 水産に関すること。

イ 漁港に関すること。

ウ 農林に関すること。

エ 耕地に関すること。

オ 畜産に関すること。

カ 鳥獣保護に関すること。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 観光経済部

ア 観光に関すること。

イ 集客交流等に関すること。

ウ 商工に関すること。

エ 雇用対策等に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。